

水素サプライチェーン構築検討調査費補助金交付要綱

(通則)

第1条 水素サプライチェーン構築検討調査費補助金（以下「補助金」という。）は、本県におけるカーボンニュートラルに資する水素・アンモニア・CCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage の略）の拠点構築の実現可能性検討調査に要する経費に対し、予算の範囲内において、企業等に交付するものとする。交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助対象事業者は、以下の全てを満たす事業者（企業、事業協同組合等）とする。

- (1) 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 事業を遂行するための資金を円滑に調達できること。
- (3) 事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための体制が整備されていること。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内における水素・アンモニア・CCUSの供給拠点構築の実現可能性を検討調査する事業とする。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次の各号の要件を満たす経費とする。

- (1) 人件費、委託費、外注費、補助員人件費、備品費（借料及び損料）。
- (2) 補助金を交付する経費として知事が不相当と認める事由のない経費。

(補助率及び補助金額)

第5条 補助率及び補助金額は、次の各号に掲げる値とする。

- (1) 補助率 3分の2以内
- (2) 補助限度額 2,000万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、様式1による補助金交付申請書とこれに必要な様式2及び様式3を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、第6条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を

審査し、その内容が適正と認められるものについて補助金の交付決定を行い、申請者に対して、様式4による補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第8条 補助金の交付申請をした者は、第7条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面(任意様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は無かったものとみなす。

(交付決定の取消)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第2条に規定する補助金の交付対象者ではないことが判明したとき。

(3) 第10条第1項に規定する申請書の提出又は、第14条に規定する報告書の提出を怠ったとき。

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、期限を定めて、当該取消しに係る額の返還を命ずるものとする。この場合において、補助事業者は、規則第18条の規定の例により加算金及び遅延利息を県に納付しなければならない。

(補助金の交付決定を受けた事業の変更、中止又は廃止の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに様式5による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 20%を超えて、補助事業に要する経費の配分額を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認には条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式6による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業遂行状況報告書)

第 12 条 補助事業者は、知事から求めのあったときは、別に指定する期日までに、様式 7 による補助事業遂行状況報告書を提出しなければならない。

(補助事業者に係る変更及び事業の承継)

第 13 条 補助事業者は、申請書記載事項のうち、住所、名称及び代表者に変更があったときは、直ちに様式 8 による変更届を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者が組織変更した場合には、様式 9 による事業承継届を知事に提出しなければならない。

(補助事業実績報告書)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了の日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い期日までに、様式 10 による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、第 14 条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び調査を行い、報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 10 条に基づく承認を行った場合は、その承認後の内容。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 補助金は、補助事業完了後に交付する。

(補助金の請求書)

第 17 条 補助事業者は、第 15 条の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、7 日以内に様式 11 による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第 18 条 補助事業者及び補助事業連携実施者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(補助事業終了後の報告義務)

第 19 条 補助事業者は、知事から補助事業終了後の状況について状況の報告を求められた場合には、様式 12 による事業状況報告書を提出しなければならない。

(検査等)

第 20 条 知事は、補助事業者及び補助事業連携実施者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(実施細則)

第 21 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 3 月 25 日から施行する。